

議案第 33 号

佐倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び佐倉市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び佐倉市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び佐倉市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例

(佐倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 佐倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(佐倉市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第2条 佐倉市公共下水道事業受益者分担金徴収条例（平成4年佐倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。